

# 聖籠町と生活協同組合パルシステム新潟ときめきとの 子育て支援の推進に係る連携協定書

聖籠町（以下「甲」という。）と生活協同組合パルシステム新潟ときめき（以下「乙」という。）は、相互の連携協力について、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

**第1条** 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、協働による活動を展開することにより、町民が安心して子どもを育てることができ、すべての子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進するとともに、地域における子どもの安全確保に貢献することを目的とする。

## （連携協力事項）

**第2条** 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 子育てに役立つ商品（おめでとうばこ等）の提供に関する事
- (2) 子育て家庭への情報提供に関する事
- (3) 子育て相談に関する窓口の案内に関する事
- (4) 配送業務を通じた子どもの見守り活動に関する事
- (5) 地域の安全に関する情報収集・提供に関する事
- (6) 子育て支援に関する乙のサービスについての情報提供に関する事
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

## （甲の役割）

**第3条** 甲は、本協定に基づく連携協力事項の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 対象者への制度の周知及び案内
- (2) 乙の活動に必要な甲の子育て支援に関する情報の提供
- (3) 見守り活動に関する情報共有・連携体制の整備
- (4) 乙からの通報・情報提供に対する適切な対応
- (5) その他本協定の目的達成に必要な事項

## （乙の役割）

**第4条** 乙は、本協定に基づく連携協力事項の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 子育てに役立つ商品の適切な提供
- (2) 子育て家庭への有益な情報提供
- (3) 個人情報の適正な管理
- (4) 配送業務中における地域のこどもの安全確認
- (5) 不審者や危険な状況の発見時における関係機関への通報
- (6) こどもが困っている場面での声かけや安全確保
- (7) 地域の安全に関する情報の収集・報告
- (8) その他本協定の目的達成に必要な事項

### **(費用負担)**

**第5条** 本協定に基づく連携協力事項の実施に要する費用は、乙の負担とする。ただし、甲及び乙が別途協議により定める場合は、この限りでない。

### **(個人情報の保護)**

**第6条** 乙は、本協定に基づくサービス利用希望者から直接取得する個人情報について、次の各号に掲げる目的に利用することができる。

- (1) 本協定に基づくサービスの提供及び連絡業務
- (2) サービス利用希望者の希望に基づき乙が提供する商品・サービスに関する情報提供及び案内
- (3) 前各号に付随する業務

2 乙は、前項第2号の目的で個人情報を利用する場合は、個人情報取得時に本人の同意を得た上で行うものとする。

3 乙は、個人情報保護法その他関係法令を遵守し、個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

4 乙は、本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

5 乙は、個人情報の利用目的の達成後又は本協定の終了後、本人からの求めがあった場合は、遅滞なく当該個人情報を適切な方法により廃棄しなければならない。

6 乙は、個人情報の漏洩その他の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲と協議の上、必要な措置を講じなければならない。

### **(見守り活動の実施)**

**第7条** 乙は、配送業務中における見守り活動として、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 配送ルートでのこどもの様子確認
- (2) 通学路や公園周辺での安全確認
- (3) 地域の異変や不審者の早期発見
- (4) 緊急時におけるこどもの安全確保

2 乙は、前項の活動中に異常事態を発見した場合、次の各号に掲げる対応を行うものとする。

- (1) こどもの安全確保を最優先とした適切な対応
- (2) 速やかな警察署及び甲への通報
- (3) 必要に応じた救急車の要請
- (4) 事案の詳細な記録及び甲への報告

3 甲は、前項の通報を受けた場合、関係機関と連携し、適切な対応を行うものとする。

### **(情報共有)**

**第8条** 乙は、見守り活動の実施状況及び地域の安全に関する情報について、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合、必要に応じて関係機関と情報を共有し、地域の安全確保に活用するものとする。

### (守秘義務)

**第9条** 甲及び乙は、本協定の実施により知り得た相手方の秘密を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、法令に基づく場合又は事前に相手方の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本協定の終了後においても同様とする。

### (反社会的勢力の排除)

**第10条** 乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力
- (4) 前各号に掲げる者と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 乙が前項各号のいずれかに該当し、又は同項の規定に基づく表明若しくは保証に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、甲は何らの催告を要せず直ちに本協定を解除することができる。

### (連絡窓口)

**第11条** 本協定に関する連絡調整は、次の各号に掲げる窓口において行うものとする。

- (1) 甲：聖籠町役場 子ども教育課
- (2) 乙：生活協同組合パルシステム新潟ときめき 事業部

2 前項の連絡窓口に変更が生じた場合は、速やかに相手方に書面により通知するものとする。

### (協議)

**第12条** 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。

2 前項の協議は、甲及び乙の担当者による会議その他適切な方法により行うものとする。

### (有効期間)

**第13条** 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。

2 前項の有効期間が満了する3か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による異議の申出がないときは、本協定は、期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

### (協定の解除)

**第14条** 甲又は乙は、相手方に重大な協定違反があるとき、その他やむを得ない事由があるときは、3か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、相手方の責めに帰すべき重大な事由により本協定の継続が困難となったときは、甲又は乙は、相当の期間を定めて催告した上で、本協定を解除することができる。

3 第10条第2項の規定による解除については、前2項の規定は適用しない。

### (協定内容の変更)

**第15条** 本協定の内容を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議の上、書面により合意するものとする。

(効力の継続)

第16条 本協定は、甲又は乙の代表者の変更、組織の改編その他の事情の変更があった場合においても、その効力を有するものとする。

(その他)

第17条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和 8年 4月 30日

甲 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4  
聖籠町長

西脇道夫

乙 新潟県新潟市西区山田303番地8  
生活協同組合パルシステム新潟ときめき  
理事長

瀬野悦子